



平成31年2月13日

資料提供先:岡山県政記者クラブ、岡山市政記者クラブ

※報道解禁:それぞれ取締終了時刻以降

特殊車両の適正な運行を!!

一般国道2号で道路法違反車両の取締を実施します

一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)が道路を通行する場合は、道路法に基づく許可が必要となります。岡山国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう継続的な取締を実施しています。この度、備前警察署の協力のもと、下記のとおり取締を実施しますのでお知らせします。

なお、国土交通省は平成26年5月9日に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を定め、許可基準の見直しや簡素化を行う一方で、悪質な違反者に対しては厳罰を課する方針としました。

これを受け、平成27年2月からは取締時に悪質な違反(車両総重量が基準の2倍以上で通行)を確認した場合には告発の対象とする厳罰化を図っています(別添参照)。

○日 時 平成31年2月14日(木) 13:30~15:30
(予備日 平成31年2月27日(水) 13:30~15:30)

場 所 一般国道2号下り 三石交通監視所 (別紙-1参照)

○目 的 橋梁、舗装等の保全や交通安全のため、大型トレーラー等の特殊車両の通行にあたっては、道路管理者の許可が必要となります(別紙-2参照)。

取締を行うことによって、制度の普及と違反車両に対する指導を行うものです。

○留意事項 当日は現地取材が可能です。

なお、取締に関する報道の解禁は、それぞれ取締終了時間以降とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

※雨天等により取締を延期することがありますので、取締日当日の8:30~10:00に実施の有無について管理第一課までご確認ください。

【問い合わせ先】国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

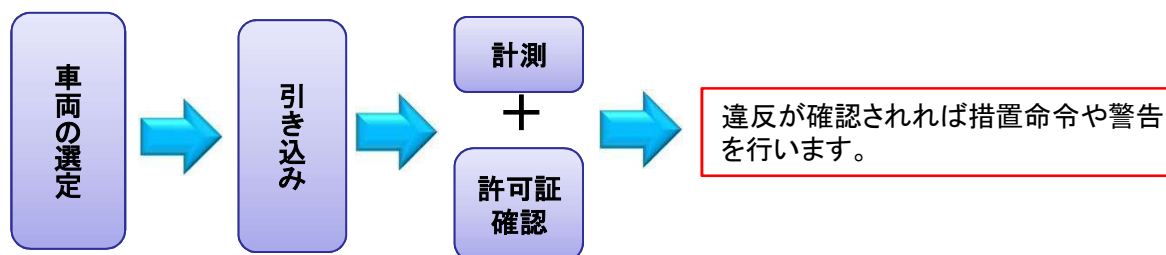
TEL 086-214-2220 (代表) 086-214-2472 (管理第一課直通)

副所長(管理) 松元 洋之(まつもと ひろゆき)

(担当) 管理第一課長 高田 浩司(たかた こうじ)

(広報担当) 計画課長 田嶋 崇志(たじま たかし)

取締の流れ



違反車両への対応

①取締



写真は平成29年6月21日の里庄簡易パーキングにおける取締状況です。



②違反者に対する措置(当日)

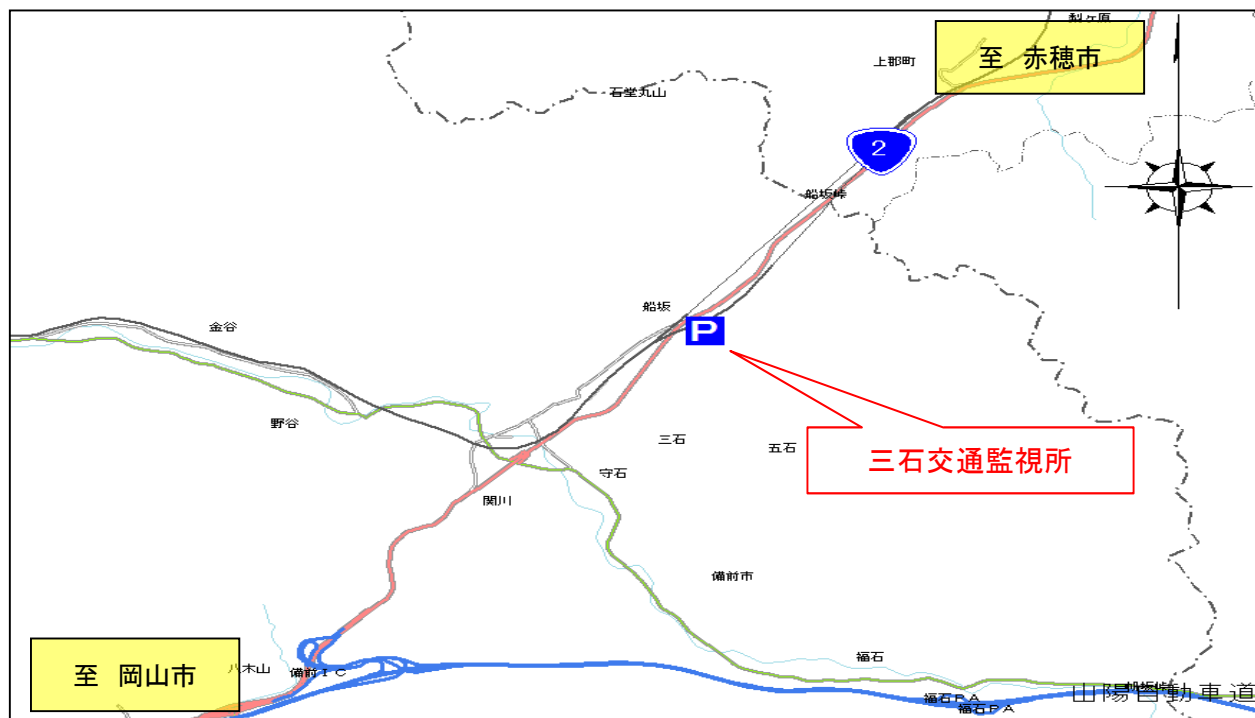
総重量超過のため積載物軽減、夜間通行条件の時間まで待機 → **措置命令書**を発出
※積載物軽減の方法・・・別の車両を手配して現地で積荷を分割積載
近傍施設で積載物の積み卸し
措置命令に該当しない違反の場合は**警告書**を手交



③措置命令の場合、運行会社に対する措置(後日)

- ・違反行為の再発防止のため、会社あてに**警告書**を発出。
- ・再度措置命令に該当する違反をした場合は、岡山国道事務所において**是正指導**を実施。

○日 時 平成31年2月14日(木) 13:30~15:30
 予備日 平成31年2月27日(水) 13:30~15:30
 場 所 一般国道2号下り 三石交通監視所 備前市三石地内



一般財団法人日本デジタル道路地図協会のデータベースを使用

平成29年度の実績結果

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	警告
H29.5.16	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.5.22	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	2	0	2
H29.6.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	4	0	4
H29.6.21	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	8	3	0	3
H29.7.19	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	6	3	0	3
H29.7.20	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.8.24	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	6	4	0	4
H29.9.6	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	10	1	0	1
H29.9.8	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.10.11	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	5	5	0	5
H29.10.12	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H29.11.6	国道2号	岡山市東区竹原(竹原簡易パーキング)	9	2	0	2
H29.11.8	国道2号	浅口郡里庄町新庄(里庄簡易パーキング)	7	4	0	4
H29.12.13	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	4	2	2	0
H30.2.14	国道2号	備前市三石(三石交通監視所)	7	3	2	1
合 計			100	47	6	41

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

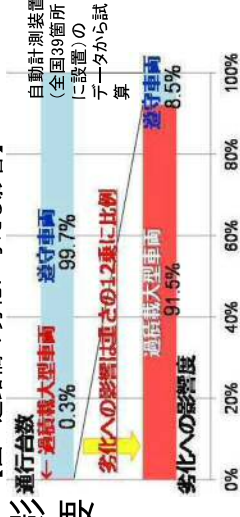
背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

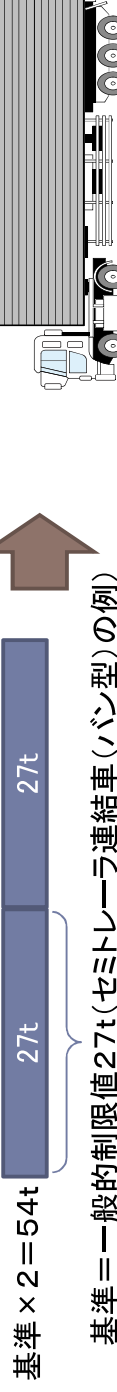
告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値 (国管理道路は最大27t) を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表のうち該当する総重量による)

◆**車両総重量が「基準×2」以上の車両**

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合においては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)を一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請ことができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の延行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index/00000012.html



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた
中国地域連絡協議会
【事務局・広島市・東区】

荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



何主、運送事業者のみなさまにむかひましては、コンテナ・システムの歴史をのぞいて下さい。